令和９年度
立川市学童保育所入所申請のご案内

入所受付期間（期間内申請）

令和８年 11月 1日（日） から 11月 15日（日） まで

◎11月15日（日）の受付時間を過ぎた場合、期間外申請となりますのでご注意ください。
◎期間外申請については、期間内申請分の判定後空きがある場合に入所を承認するため、希望の学童保育所に入所できる可能性が低くなります。期間外申請の1回目の締切は11月30日（月）です。

申請方法

❀ 電子申請

11月1日（日）0時00分から 11月15日（日）23時59分まで

※申請方法は、電子申請のみです。

「令和９年度立川市学童保育所入所申請のご案内」をお読みのうえ、こちらから申請してください。

https://logoform.jp/form/yY6d/1724433

11月1日からご申請いただけます



※　郵送等の受付不可。電子申請が難しい場合は下記までご相談ください。

❀ 問い合わせ先 ❀

立川市子ども家庭部子ども育成課
平日8時30分～17時 ※令和８年11月11日(水)から平日９時～16時へ変更となります。

〒190-0022　立川市錦町3-2-26 子ども未来センター内

☎042-523-2111　内線1300・1303

令和９年度　立川市学童保育所入所申請のご案内　目次

１．放課後の子どもの居場所のご案内　…１ページ

２．学童保育所の概要
（１）学童保育所とは　…２ページ
（２）保育時間　…２ページ
（３）休所日　…２ページ
（４）費用　…２ページ
（５）学童保育所での過ごし方（一例）　…３ページ
（６）登所・送迎等について　…３ページ
（７）児童の入退室管理・連絡帳機能について　…３ページ

３．学童保育所の入所要件
（１）児童の要件　…４ページ
（２）集団生活において支援を要する児童の入所について　…４ページ
（３）学童保育所における医療行為等の状況　…４ページ
（４）保護者の要件　…５ページ

４．申請方法と申請後の流れについて
（１）申請方法　…６ページ
（２）申請書類　…６ページ～７ページ
（３）学童保育所と関連事業の入所判定・通知発送スケジュール　…８ページ
（４）入所の判定について　…９ページ
（５）学童保育料滞納世帯の申請の取扱い　…９ページ
（６）入所判定後の通知　…９ページ
（７）入所の辞退　…９ページ
（８）入所決定の取り消し、途中退所など　…10ページ
（９）申請後の書類の差し替え、追加の届出について　…10ページ
（10）注意事項　…11ページ
（11）令和９年度立川市学童保育所入所基準　…12ページ
（12）申請書類チェックシート　…13ページ

５．各種記入例及び添付書類　…14ページ以降
・申請理由書記入例
・診断書記入例
・主治医等意見書記入例
・就労証明書（学童保育所入所等申請用）
・就労証明書記入例
・申請理由書
・診断書（立川市学童保育所入所等申請用）
・主治医等意見書（立川市学童保育所入所等申請用）

背表紙　　立川市学童保育所所在地一覧
背表紙裏面　立川市児童館・学童保育所配置図

１．放課後の子どもの居場所のご案内

居場所紹介動画

立川市では学童保育所の他にも、お子さんの安全・安心な居場所を確保するため全学年を対象に複数の事業を実施しています。

なお、申請は事業ごとにする必要がありますのでご注意ください。

学童保育所・児童館ランドセル来館・放課後子ども教室くるプレは併用しての利用はできません。

子ども育成課実施事業一覧

	学童保育所	放課後子ども教室 くるプレ	児童館ランドセル来館
利用対象	保護者が仕事等で、家庭での保育が困難な児童	会場となる学校に在籍している児童、学区内に居住している立川市立以外の小学校等に通学する児童	保護者が仕事等で、家庭での保育が困難な児童
実施場所	市内小学校内や小学校近隣の施設で実施。詳しくは学童保育所入所申請のご案内最終ページをご覧ください。	市内全小学校内	市内児童館及び 西立川児童会館
事業内容	カリキュラムに基づき安全に保育します。おやつの提供があります。 配慮・支援が必要な児童についても、障害等の程度により、施設の状況等を総合的に考慮し、職員体制を整えるなどの対応をしています。	自由遊びを中心とした子どもたちの自主的な活動の見守り事業。 定期的に地域の大人たちとふれあうことができる地域交流デーを開催しています。	放課後における居場所を提供する、見守り事業。学校から帰宅せずランドセルを背負ったまま、直接児童館に行くことができます。
利用可能日・時間	【平日】放課後～18時 【土曜日】８時～18時 (※1)　【学校休業日】８時～18時 ★ いずれの日も延長保育利用で19時まで保育可能です。	【平日】放課後～ （３～９月）17時15分まで （10～２月）１６時30分まで 【学校休業日の平日】９時～ （３～９月）17時15分まで （10～２月）１６時30分まで	【平日】放課後～18時 ★ 学校休業日は自由来館で児童館を利用可能です。 ★ 館内整理日および祝日は児童館は閉館のため、利用不可となります。
利用料金	【保育料】月額　4,000円 【間食費】月額　2,000円 ★ 延長保育は、別途料金がかかります。 ★ 減免制度があります。	年額　1,000円 （保険料など）	無　料
定員	入所申請のご案内 最終ページに記載	無し	各館30人
申請等 (※2) (※3)	令和９年度学童保育所 入所申請のご案内	放課後子ども教室くるプレの 登録方法（市ホームページ）	児童館ランドセル来館 利用申請（市ホームページ）
おすすめケース	・17時過ぎまでの保育が必要な児童 ・低学年の児童 ・個別の配慮や支援が必要な児童	・自主的な活動をしながら放課後の時間を過ごしたい児童	・放課後に児童館まで通える児童 ・習い事が無い日のみ利用を希望する児童 ・３年生以上の児童

※１．学校休業日とは、夏季休業日・冬季休業日・春季休業日・その他教育委員会が定める日を指します。

※２．申請時期、申請の要件、必要書類などの詳細は、各事業の『入所申請のご案内』・『利用申請のご案内』を必ずご確認ください。各事業のご案内は、上記の市ホームページ内に掲載しております。
学童保育所については、４ページ以降をご確認ください。

※３．申請の要件を満たさない場合、提出書類がそろわない場合は利用できません。また、定員を超える申請があった場合は空きが出るまでお待ちいただくことがあります。

上記の他、児童の放課後の居場所として、放課後等デイサービス事業があります。
詳細は障害福祉課(042-523-2111 内線1517～1523)へお問い合わせください。

障害児通所支援
（市ホームページ）

２．学童保育所の概要

（１）学童保育所とは

学童保育所は、保護者が仕事等で家庭での保育が困難な児童を安全に保育する施設です。

学童保育所では遊びや生活の場を提供し、個性を尊重しながら、集団生活にふさわしい仲間関係をつくり、心身の調和のとれた発達を促進するよう、計画的な運営を行っています。

（２）保育時間

学校授業日　月～金曜日：下校時から18時まで　土曜日：下校時から18時まで
学校休業日　月～金曜日：8時から18時まで　　土曜日：8時から18時まで
延長保育　　月～土曜日：18時から19時まで　（延長保育料が加算されます）
※保育時間より前の登所はできません。

（３）休所日

①日曜日、祝日、12月29日から１月３日まで
②上記のほか、大規模な災害が予想される場合などは休所する可能性があります。
緊急で休所が決定した場合は、メール受配信システムで個別にご連絡をします。

メール受配信システムとは、緊急の休所のご連絡等、学童保育所に関わる大切なお知らせを配信するものです。学童保育所へ入所が決定した後、市より登録方法をご案内しますので、必ず登録をお願いします。この他に、市全体で緊急のお知らせ等を配信する「見守りメール」もあります。

（４）費用

保育料	入所が１人の場合	月額　4,000円
	きょうだいで入所の場合（上の学年の児童）	月額　2,500円 ※下の学年の児童は4,000円
延長保育料	月額　2,000円	日額（一時利用）　500円
間食費 （おやつ代）	月額　2,000円	

①学童保育所によっては保護者会主催行事等のため、会費等別途集金があります。
②保育料・間食費の支払いは、基本的に口座振替をお願いしています。口座振替は、保育料と間食費でそれぞれ別に手続きが必要です。
③初めて利用される場合は、入所決定後に口座振替の手続きをお願いいたします。
④間食費については、３月まで在籍していた学童保育所と同じ学童保育所を利用される方は前年度に登録した口座から引き落としを行います。ただし、学童保育所が変わった場合などは再度手続きが必要です。
⑤教育委員会の教育費の援助対象者には、上記保育料等の減免制度があります。
（◆就学援助制度…要保護、準要保護◆特別支援教育就学奨励費制度…要保護、認定Ⅰ）
⑥生活保護世帯には、間食費援助制度があります。
⑦保育料の減免、間食費援助は、毎年度（４月１日～３月31日）申請が必要です。減免が承認されるまでは、保育料の支払いが必要です。
また、間食費は支払いが済んだうえで援助対象となります。

（５）学童保育所での過ごし方（一例）

下記は一例です。入所する学童保育所や、季節によって時間帯や細部が異なります。

（授業のある日）

授業終了後	～15時	15時30分	17時	18時	18～19時
登所 出欠確認	自由遊び	おやつ	帰りの会	通常保育 終了	延長保育 お迎えが 必要

（学校休業日等　一日保育の日）

８時～９時	～10時	～12時	12～13時	～14時頃	～15時	15時30分	17時	18時	18～19時
登所 出欠確認	宿題・勉強	自由遊び	昼食	休息時間	自由遊び	おやつ	帰りの会	通常保育 終了	延長保育 お迎えが 必要

①登所の際は、各自が授業終了後に自力で登所することになります。授業がない日の登所も同様です。降所の際は、不慮の事故を防ぐために、同じ方向に向かう児童は極力集団で帰宅するよう指導します。

②18時まではひとり帰りが可能ですが、延長保育を利用した場合は保護者（第三者は不可）のお迎えが必要です。

③宿題・勉強について、指導員は学習指導は行いません。答え合わせ等はご家庭でお願いします。

④昼食を学童保育所でとる日はお弁当を持たせてください。学校の長期休業期間中は、お弁当配食サービスのご利用もできます。

⑤緊急時のお迎えのお願い等は、保護者の皆様へメール受配信システムでご連絡します。学童保育所へ入所が決定した後、市より登録方法をご案内しますので、必ず登録をお願いします。

（６）登所・送迎等について

①原則として理由のいかんにかかわらず、児童の送迎は行いません。

②塾や習い事を終えてからの途中登所はできません。

③悪天候等による臨時休校、インフルエンザ等による学級（学年）閉鎖の際も開所しています。利用には事前の連絡が必要です。ただし、事由によっては緊急で休所する可能性があります。

（７）児童の入退室管理・連絡帳機能について

①児童が登所・降所の際にカードを打刻すると保護者にメール受配信システムを通してメッセージが届きます。

②学童保育所に個別に連絡をしたいときは、メール受配信システムよりメッセージをお送りいただけます。

３．学童保育所の入所要件

（１）児童の要件

①原則として、立川市民であること。

・立川市への転入予定がある場合は申請可能です。入所申請書類の他、転入に係る書類の提出が必要です。（詳細は5～7ページをご確認ください）

②児童自身で通所ができ、集団生活の中で身のまわりのことが自分でできる小学生。

・障害がある児童については、障害の程度が中・軽度で、集団生活・保育に適応できる児童。（詳細は下記３－（２）をご確認ください）

・就学相談中や特別支援学級在籍中のご家庭につきましても、受付期間内の申請が必要です。特別支援学級に在籍の児童には指数の加点があります。また、支援体制の準備が必要なため入所申請時に特別支援学級在籍中もしくは検討中である旨を必ず入力してください。

（２）集団生活において支援を要する児童の入所について

支援を要する児童とは、学童保育所で集団生活をするにあたり、心身の成長・発達等による、個別の配慮・支援が必要な児童です。支援を要する児童の入所申請があった場合は、障害等の程度や、施設の状況等を総合的に考慮し、職員を加配するなどの対応をして入所を受け付けています。

①対象となる児童

・特別支援学校に在籍の児童

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳を所持している児童

集団生活を過ごすことができる目安として、各種手帳の3級・3度までとしています。

各種手帳の2級・2度以上で入所を希望する場合は、児童の特性や状況等を個別で伺い、集団生活の中で安全にお預かりすることができるか判定を行った上で受け入れを決定しています。

②加配職員の配置

支援が必要な児童2人につき職員1人を加配します。

加配の程度や必要性については、児童の特性等を考慮して個別に判断します。

１人の児童に専属の職員を配置するものではありません。

③提出書類

各種手帳が交付されている児童は、手帳の氏名、等級等がわかるページの写しを入所申請書に添付してください。

④受入人数

施設により、支援を必要とする児童の受け入れ人数が異なります。

詳細は、裏表紙「立川市学童保育所所在地一覧」の「加配枠」を参照ください。

⑤その他

児童の安全な受け入れのため、必要に応じて、面談をお願いする場合や、現在通学・通園する施設等から情報を得たり、また職員が施設等を訪問し、日ごろの活動状況を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

（3）学童保育所における医療行為等の状況

・医師や看護師等の医療系有資格者は常勤していません。

・投薬については、副作用等がなく安定した与薬が可能で、医師の指示書がある場合は可能です。

・医療的ケアが必要な場合は、必ず申請前にご相談ください

医療的ケア実施に関するガイドライン

（4）保護者の要件

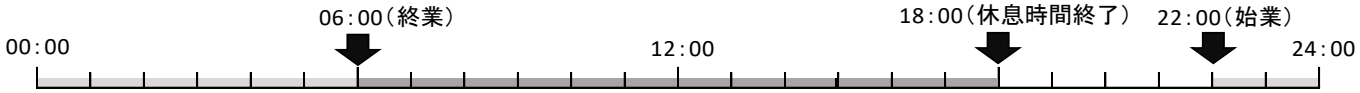
保護者が以下の要件により保育を必要とする状態である場合に、申請要件を満たしたものとして判定します。

要件	詳細条件	必要添付書類 （詳しくは6～7ページ参照）
就労	次の①～③の勤務条件をすべて満たしているとき。 ①一日あたり4時間以上。 ②週3日（月12日）以上。 ③15時時点で勤務あり。（勤務終了が15時も含む）	・就労証明書 ※定時勤務以外…シフト表等添付
就労 （自営）	夜勤の場合、次の①～③の勤務条件をすべて満たしているとき。 ①勤務開始時刻が19時から4時の間で、一日あたり4時間以上。 ②週3日（月12日）以上勤務あり。 ③終業後12時間を休息時間とし、15時時点で休息時間にかかる。 ※参考に＜夜勤で入所申請の要件を満たす例＞をご覧ください。	・就労証明書 ・確定申告書 ※定時勤務以外…シフト表等添付
就労 （その他）	上記の要件を満たさない勤務だが、特段の事情により日常の保育が困難と認められる場合。 （例：早い時間帯に就労をしていて、かつ介護・看護・疾病による通院等で家庭保育できない場合等。　※介護、看護、疾病等の状況によっては、入所できません。）	・就労証明書 ※個人事業主…確定申告書 ※定時勤務以外…シフト表等添付 ・就労以外にも保育を必要とする事情があることがわかる書類 ※要件ごとの必要添付書類を参照
出産	出産予定日までの3か月および出産後3か月。	・申請理由書 ・母子手帳
育休 からの 復職	育児休業取得中で、入所日から1か月以内に復職すること。 ※勤務内容に変更がある場合は就労証明書の再提出が必要です。	・就労証明書 ※個人事業主…確定申告書 ※定時勤務以外…シフト表等添付
疾病 負傷	疾病、負傷等により日常の保育が困難と医療機関等が認める場合。 ※疾病、負傷の状況によっては、入所できません。	・申請理由書 ・診断書
障害	障害等により日常の保育が困難と医療機関等が認める場合。 ※障害の状況によっては、入所できません。	・申請理由書 ・各手帳
介護 看護	家族を介護、看護しているため、日常の保育が困難と認められる場合。 ※介護、看護を必要とする方が入院もしくは施設入所している場合または 付き添いの必要が無いと判断される場合は申請要件に該当しません 。	・申請理由書 ・介護保険証 ・ケアプラン ・主治医等意見書
就学	受講時程が次の①～③の条件をすべて満たしているとき。 ①一日あたり4時間以上。 ②週3日（月12日）以上。 ③15時時点で授業あり。（終業時間が15時も含む） ※入所日以降、就学状況について電話等で実態調査いたします。	・申請理由書 ・学生証等 ・時間割等

①要件を満たさない場合（求職中など）は、入所できません。

②入所日時点での保護者の状況で要件を判定します。申請後に、変更が生じた場合は、「変更届」（10ページ）が必要になります。

＜夜勤で入所申請の要件を満たす例＞



22時～翌6時勤務の場合→19時から4時の間に勤務開始、4時間以上勤務、終業後12時間休息すると15時時点で休息中なので、このパターンで月12日以上勤務していれば夜勤の要件を満たす。

４．申請方法と申請後の流れについて

（１）申請方法：電子申請

・表紙の二次元コードまたは立川市ホームページより申請してください。
・１回の電子申請で入力できるのは児童１人分です。複数の児童の申請をされる場合は、複数回の申請が必要です。
・令和８年度に入所されていて、令和９年度も引き続き入所を希望される方も、新たに申請が必要です。
・入所希望学童保育所は第二希望まで入力できますが、第二希望に入所決定後に第一希望への転所を希望されてもすぐに転所できない可能性があります。第二希望は入所が決定しても差し支えない場合に限り入力してください。
・学童保育所が保留となった場合に児童館ランドセル来館をご希望の方は、学童保育所の申請とは別にランドセル来館利用申請フォームより申請してください。

（２）申請書類

記載内容に基づいて入所判定を行いますので、記載漏れ等のないように提出前に必ずご確認ください。

①就労証明書

・保護者全員分必要です。全て勤務先で記入してもらってください。
・令和８年10月１日以降発行された、学童保育所入所等申請用の様式（市ホームページよりダウンロードして使用、以下より「専用様式」と呼びます）、または同様の内容が記載されているものを提出してください。専用様式以外の就労証明書を提出する場合は、証明の内容に漏れがないか等ご確認ください。
・定時勤務以外で勤務時間が就労証明書の枠内に書ききれない場合は、直近１か月のシフト表や勤務実績表を添付してください。
・複数の事業所等で勤務（個人事業主含む）の場合は、全ての就労証明書を提出してください。勤務が不規則な場合はスケジュール（1週間または1か月・様式問わず）を添付してください。
・育児時間等取得中の勤務時間については入所月の状況で判定します。
・育休からの復職の要件で申請する場合は、入所後1か月以内に復職してください。
・単身赴任中の場合は入所月の状況で判定します。
・個人事業主の方は令和７年分の確定申告書もしくは「令和８年度市・都民税申告書」の写し（年度途中の申請の場合は直近のもの）。今年開業したばかりで申告していない場合のみ、開業届、営業許可証、確定申告のための帳票類、請負契約書、業務委託契約書のいずれかの写しを提出してください。
・自営の協力者で源泉徴収されていない場合、確定申告書の第二表の事業専従者の氏名欄に記載のあるものの写しを提出してください。
・通勤時間について、通勤距離と比べて著しく長い時間を記載された場合、適正な時間で判定します。また、通勤時間が未記入の場合、判定で不利になる可能性があります。

就労証明書を提出できない場合等、以下のような特別な理由のあるときは、②申請理由書を提出してください。また、理由に応じて、日中の保育を必要とする理由や期間のわかる証明書等を添付してください。

②申請理由書

【疾病・負傷】…医師の診断書

・３か月以内に発行したもの。学童保育所入所等申請用の専用様式か、同様の内容が記載されているもの。 ・「保育の必要性」については必ず記載してください。

【介護・看護】…主治医等意見書、介護保険証、ケアプラン

・３か月以内に発行したもの。学童保育所入所等申請用の専用様式か、同様の内容が記載されているもの。
・「要介護・看護者の付き添いの必要性」については必ず記載してください。

【心 身 障 害】…身体障害者手帳（４級以上）、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳等、等級や診断名が確認できるもの。

【　就　学　】…在学中の場合は在学証明書、入学証明書、学生証等、在学期間が確認できるもの。併せて時間割、カリキュラム等、受講時程が5ページ記載の要件を満たしていることが確認できるもの。次年度のものが無い場合は現年度のものを提出し、後日授業内容が確定次第最新のものを提出。
受験予定の場合は受験票（入学が決まり次第、合格通知等提出）。併せて募集要項等に記載されている時間割、カリキュラム等、受講時程が5ページ記載の要件を満たしていることが確認できるもの。

【　出　産　】…母子手帳の出産予定日および保護者氏名欄

【転 入 予 定】…入所希望月の１日までに立川市へ転入していることが確認できる、引渡し予定日が明記された土地・家屋の売買契約書または入居予定日が明記された賃貸借契約書（以下より契約書と呼びます）。後日転入届が済み次第、子ども育成課へ転入完了の届出（変更届）を行う。

・転入予定の方は、申請理由書、契約書の他に、就労証明書等の入所要件を満たす書類を別途添付する必要がありますのでご注意ください。
・引き渡し予定日や入居予定日が明記されていない場合、または入所希望月の１日を過ぎてしまう場合、賃貸の抽選に申し込み中の場合、既に親族が所有している家屋に転入する場合などは、契約書以外の書類の提出や別途手続きが必要になることがあります。事前に子ども育成課へご相談ください。
・立川市への転入予定が無い場合は対象外です。入所決定後、転入予定日を過ぎても転入完了の届出が無い場合は、決定を取り消すことがあります。転入予定に虚偽があった場合も同様です。

③その他書類・注意点など

・入所を希望する児童が各種手帳をお持ちの場合は、手帳の写しを添付してください。
・①～②以外にも、判定のために書類提出をお願いする場合があります。
　例：ひとり親であることが立川市で確認できない場合の戸籍謄本等
・電子申請が完了していても、**不足書類があると受付できません。**13ページに、申請書類チェックシートがあります。提出前の最終確認にご活用ください。
・提出いただいた書類に不備等がある場合は、子ども育成課から電話やメール等でご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、受付期間内（令和８年11月１日（日）から11月15日（日）まで）に必要書類が全て揃わない場合、期間外申請の扱いとなりますので、ご注意ください。

（３）学童保育所と関連事業の入所判定・通知発送スケジュール

学童保育所と関連事業に申請をした場合、以下のスケジュールで結果をお知らせいたします。

●9～11ページの説明および注意事項もあわせてご確認ください。

学童保育所入所期間内申請締切日
令和８年11月１５日

●**申請時に不足書類がある場合は受付できません。**
添付書類が全て揃ってから申請してください。

↓

学童保育所入所期間内申請分 判定結果発送
令和９年2月中旬頃

入所保留
●以降の判定も対象になります。
●入所が可能になり次第、ご連絡します。

→

学童保育所入所期間外申請締切日
（追加募集）
令和８年11月30日

●期間内申請分の判定で保留になった方と、令和８年11月30日までに入所申請をした方を期間外申請の１回目締切分として追加募集１回目の判定を行います。
●追加募集の専用枠はありません。期間内申請分の判定で定員に満たなかった学童保育所と、入所決定者が辞退をした学童保育所について追加で入所承認をします。
●この期日以降も、学童保育所の入所申請は可能です。ただし、追加募集１回目の判定以降、学童保育所に空きができ次第判定の対象となりますので、結果の通知までお時間をいただきます。

↓

学童保育所追加募集 判定結果発送
令和９年２月下旬頃

入所保留
●入所保留の通知が届くのは一度のみですが、以降の判定も対象になります。入所可能になるまで待機となります。
【以降の判定スケジュール】
令和９年３月末日まで：空きができ次第順次
令和９年４月１日以降：毎月最終週頃
●保留になる期間は申請した年度の年度末までです。
空きが出た場合に、入所確認のご連絡をいたします。
●入所確認のお電話をした際に入所を断った場合は、辞退となります。後日学童保育所の利用が必要となった場合は再度入所申請をしてください。

関連事業の申請がある場合
●児童館ランドセル来館
（申請締切：令和９年2月15日）
（結果通知：令和９年3月上旬）
（利用開始：令和９年４月１日～）

※必要書類等は各事業の利用のご案内をご確認ください。
各事業の概要は1ページにございます。

←

入所決定

←

入所説明会
令和９年２月下旬
～３月上旬頃

↓

学童保育所利用開始
令和９年４月１日～

令和９年度４月以降の途中入所の申請締切日一覧			
4月入所	３月15日（月）※	10月入所	９月15日（水）
5月入所	４月15日（木）	11月入所	10月15日（金）
6月入所	５月15日（土）	12月入所	11月15日（月）
7月入所	６月15日（火）	1月入所	12月15日（水）
8月入所	７月15日（木）	2月入所	１月15日（土）
9月入所	８月15日（日）	3月入所	２月15日（火）

※４月入所は、期間内・期間外申請での入所がすべて決定した後、まだ空きのある学童保育所のみ入所可能です。

（４）入所の判定について

①申請時に提出いただいた書類をもとに、内容の確認・調査等を行い、保育の必要度を判定します。安全・安心な保育に向けた環境整備や必要な配慮を把握するため、現在通学・通園している施設へ児童の情報を確認し、また、職員が施設等を訪問し日頃の活動状況の見学をする場合があります。

②「令和９年度立川市学童保育所入所基準」（12ページをご確認ください）の保護者の状況から、それぞれに点数を付与します。

さらに児童の学年等に基づき全体調整の指数を加えたものが最終指数となります。

例）保護者①：20日/月、8：30～17：30勤務、拘束180時間/月　➡　20点
保護者②：16日/月、10：00～16：00勤務、拘束96時間/月　➡　14点
申請児童は新一年生　➡　12点
他の全体調整の要件に該当しなければ、20＋14＋12＝46点

③判定会議を行い、入所可能枠の範囲内で、指数の高い方から入所を決定します。

・第一希望の学童保育所が定員満了になっていない場合は第一希望に入所決定
・第一希望の学童保育所が定員満了、第二希望の学童保育所が定員満了でない場合は第二希望に入所決定
・第一希望と第二希望の学童保育所がともに定員満了の場合は保留、入所可能となるまで待機

④第二希望の学童保育所を記入したために、第一希望の学童保育所の入所判定が不利になるということは一切ありません。

⑤期間外に申請した方の指数が高かったとしても、すでに入所決定した方を取り消して繰り上げることはありません。

（５）学童保育料滞納世帯の申請の取扱い

①入所申請締切時に世帯で滞納がある場合、入所の判定の際に指数が減点されます。

②保育料および延長保育料の滞納がある世帯には、子ども育成課より定期的に催告書をお送りしています。滞納している保育料および延長保育料は入金するようお願いします。

（６）入所判定後の通知

①期間内申請分の判定で入所が決定した方には、２月中旬頃、入所承認通知書を郵送します。

②期間内申請分の判定で希望の学童保育所が定員満了、保留となり待機していただく場合は、２月中旬頃、入所保留通知書を郵送します。

③保留になる期間は申請した年度（令和９年度）の年度末までです。年度途中に空きが出た場合、保留中の方の中で指数が高い方から入所の意思確認を行い、通知を発送します。（毎月最終週頃）

（７）入所の辞退

①入所決定後に入所を辞退される場合は、「学童保育所入所辞退届」により速やかに届け出てください。締切は３月１５日（月）です。３月１５日を過ぎた場合、４月分の保育料・間食費が発生します。

②入所辞退後に再度入所を希望される場合は再申請扱いとなり、すぐに入所ができない可能性があります。

届出はすべて
電子申請のみです

辞退届はこちら

（８）入所決定の取り消し、途中退所など

①入所決定後、退職・転職や契約変更等で勤務時間が大きく減少した場合や、実態と合っていない内容が確認できた場合は、入所要件を満たしていないものとみなし決定を取り消すことがあります。

②入所後に入所要件を満たさない状況となった場合には年度途中に退所していただくことがあります。入所申請時と世帯の状況や就労の状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。

例１）出産の要件で入所したが、産後３か月が経過し、４か月目からの職場復帰をしない場合
例２）育休の要件で入所したが、入所後１か月以内の復職ができなくなった場合
例３）就労の要件で入所したが、退職した場合

（９）申請後の書類の差し替え、追加の届出について

①入所申請後、就労状況や世帯の状況に変更があった場合は、入所判定に影響がある可能性があります。速やかに子ども育成課へ連絡し、変更内容に応じた書類を届出してください。

例）就労日数や時間が変わった、転職した、退職した、休職した、就労先が複数になった、
結婚した、離婚した、病気や怪我の診断内容が変わった など

②期間内に入所申請した後、希望する学童保育所の変更または追加をしたい場合は、令和８年11月30日（月）までに「学童保育所変更届」を申請すれば、期間内申請分の判定に反映されます。

③入所が決定した後に希望する学童保育所を変更したい場合は、以下の2種類の届出方法があります。

・「学童保育所転所願」
　決定した学童保育所に入所する権利を保持したまま（入所したまま）、他の学童保育所を希望する場合の届出です。希望する学童保育所の待機児童がいなくなってから、空きができた場合に入所をすることができます。
　待機児童が優先となりますので、早期に転所することができない場合があります。
・「学童保育所入所辞退届」と「学童保育所入所申請」（再申請）
　決定した学童保育所に入所する権利を辞退して、希望する学童保育所のみで再度新規に入所申請をする場合の届出です。
　待機児童すべてで入所の判定を行いますので、指数の高い方は「学童保育所転所願」を申請した場合よりも早く希望する学童保育所に入所できる可能性があります。
　ただし、「学童保育所入所辞退届」を申請された時点で決定した学童保育所の入所権利を失います。

④期間内に入所申請し、入所保留通知書が届いた後に第二希望の学童保育所を追加したい場合は、令和９年２月15日（月）までに「学童保育所変更届」を申請すれば、追加募集１回目の判定に反映されます。令和９年２月15日（月）以降も申請内容の変更は可能ですが、追加募集１回目の判定以降、学童保育所に空きができ次第判定の対象となります。

届出はすべて
電子申請のみです

変更届はこちら

転所願はこちら

（10）注意事項

①申請方法は電子申請での受付のみとなります。電子申請が難しい場合は、立川市子ども育成課までご相談ください。

②追加募集１回目の判定は、期間内申請分の判定で保留になった方と令和８年11月30日（月）までに期間外申請をされた方をあわせて、入所可能枠に空きが出た場合に限り、追加で入所判定を行います。

③提出された就労証明書等の記載内容について、証明者等に電話等で実態調査を行う場合がありますのでご承知おきください。**記載内容や申請内容に虚偽があった場合、入所決定を取り消すことがあります。**

④食物等アレルギーがある児童については、入所決定後に「生活管理指導表」等の写しを提出していただきます。子ども育成課で指定する書式で提出していただくか、小学校へ提出する「生活管理指導表」をコピーしておいたものをご提出ください。

⑤教育支援課に就学支援シートを提出される児童については、円滑に安全な保育が行えるよう、入所決定後に学童保育所にも写しのご提出をお願いいたします。

⑥児童の安全管理のため、在籍する小学校に学童保育所在籍情報を提供いたしますのでご承知おきください。

⑦通知等の氏名の漢字について、出力できない旧字などは、通常の字体で表記することがあります。

（11）令和９年度立川市学童保育所入所基準

保護者の状況						指数
入所要件の類型		細目				
1	就労	1	就労（夜勤を含む）	1か月 20日以上	160時間以上	20
					140時間以上160時間未満	19
					120時間以上140時間未満	17
					100時間以上120時間未満	16
					80時間以上100時間未満	15
					60時間以上80時間未満	13
				1か月 16日～19日	160時間以上	19
					140時間以上160時間未満	18
					120時間以上140時間未満	16
					100時間以上120時間未満	15
					80時間以上100時間未満	14
					60時間以上80時間未満	13
				1か月 12日～15日	160時間以上	17
					140時間以上160時間未満	16
					120時間以上140時間未満	15
					100時間以上120時間未満	14
					80時間以上100時間未満	13
					60時間以上80時間未満	12
				上記以外で、児童の保育に欠ける勤務		10
			その他	協議により		協議
2	出産、疾病心身障害等	2	出　産	出産予定日の前後各３か月		16
		3	疾　病	入　院		20
				居宅内	常時病臥	20
					難病	18
					一般療養・精神疾患	14
		4	心身障害	身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳１級 愛の手帳１度		20
				身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳２級 愛の手帳２度		18
				身体障害者手帳３級・４級、精神障害者保健福祉手帳３級 愛の手帳３度・４度		14
3	介護・看護	5	病院等付添	介護・看護・心身障害児の通所訓練付添等	週3日以上、1日4時間以上	16
					上記以外	14
			居宅療養			12
4	就学	6	就労資格取得のため専門学校等在学中			18
5	全体調整	7	新１年生の場合			＋12
		8	新２年生の場合			＋５
		9	新３年生の場合			0
		10	新４年生の場合			－2
		11	新５年生の場合			－4
		12	新６年生の場合			－6
		13	特別支援学級在籍の場合			＋５
		14	心身障害者等で他の入所要件も兼ねているもの（疾病をのぞく）			＋2
		15	保護者が一人の場合（入院、単身赴任含む）・保護者が祖父母等の場合（両親不在）			＋4
		16	生活保護世帯で保護者就労中（内定含む）の場合			＋4
		17	勤務時間が12時までに終了する場合（夜勤）			－4
		18	入所申請締め切り時に滞納がある場合			－12
		19	児童福祉の観点から特別な配慮が必要と認められる場合			協議
		20	その他市長が特に認めた場合			協議

＜指数計算について＞

・保護者の状況は、父母もしくは養育者の指数の総計（２人まで）で、指数を付与する。

・１人の保護者が複数の入所要件を満たす場合は、最も指数の高い要件を採用する。

・ひとり親（入院、単身赴任含む）の場合は、保育にあたっていない保護者分を20点として指数を付与する。

・全体調整13について、特別支援学級在籍で手帳未所持者のみ加点する。

・全体調整14について、入所要件の類型が2-4（心身障害）に該当し、かつ他の入所要件も同時に満たす場合に加点する。
ただし、2-3（疾病）と兼ねる場合は、加点を行わない。

・全体調整15について、戸籍謄本、住民票等で保護者が1人もしくは両親不在であると認められる場合に加点する。
戸籍上ひとり親でない場合は、離婚協議資料等の提出で加点する。
単身赴任については就労証明書及び住民基本台帳等で事実が確認できた場合に加点する。ただし、状況によっては加点とならない場合があります。

＜優先順位について＞

・保護者が就労の入所要件で、指数計算の結果同点になった場合は、原則として①低学年順、②勤務等の日数が多い（家庭保育できない日数が多い）順、
③帰宅時間が遅い（家庭保育できない時間が長い）順で優先順位を決定する。

②と③については、原則としてより家庭保育が可能な方の保護者の数値を採用する。

その結果でも順位を決定できなかった場合には、保護者の状況や申請要件、児童の出席率や保育状況等を含めて総合的に判断を行うものとする。

・指数計算の結果同点になった際、保護者の状況が就労以外の入所要件である場合、低学年順で優先順位を決定する。

その結果でも同順位になった場合には、保護者の状況や申請要件、児童の出席率や保育状況等を含めて総合的に判断を行うものとする。

（12）申請書類チェックシート（必要書類をすべてご用意のうえ、申請してください。）

☆児童に障害がある場合

□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳等
　└── □ 氏名、等級等がわかるよう写っているか

☆就労の要件で申請する場合は

□ 就労証明書（両親とも就労であればそれぞれの証明書を用意。学童保育所入所等申請用の専用様式か同様の内容が明記され、令和８年10月１日以降に発行されたもの。）
　├── □ 証明日、証明者の情報は正しく記入されているか
　├── □ 記入漏れがなく、就労内容や就労先は正しく記入されているか
　├── □ 修正が容易な筆記具（鉛筆、シャープペン、消せるボールペンなど）で記入されていないか
　├── □ 修正液や修正テープを使用した修正はされていないか
　├── □ 就労時間が不規則な場合や就労証明に就労時間が書ききれない場合、勤務実績表やシフト表が添付されているか（添付できない場合は子ども育成課へご相談ください。）
　├── □ 就労内容は入所要件を満たしているか
　├── □ 複数の事業所等で勤務している場合、すべての就労証明書が揃っているか
　├── □ 単身赴任や育児時間等の取得をしている場合、その内容が正しく記入されているか
　└── □ 保護者記入欄が記入されているか

□ 確定申告の写し（自営の場合添付。直近のもの。**開業したばかりで申告していない場合のみ：**開業届、営業許可証、確定申告のための帳簿類、請負契約書、業務委託契約書のいずれか。）
（協力者の場合は確定申告書の第二表の事業専従者の欄に名前の記載のあるもの。※記載がない場合は協力者とみなしません。）

☆就学の要件で申請する場合は

□ 申請理由書（就学中、受験予定など現在の状況を詳しく記入）

□ 受験票（受験予定の場合添付）
　└── □ 受験年度（何年度入学予定の試験か）が明記されているか

□ 在学証明書、入学証明書、学生証のうち１つ（在学中の場合添付、受験予定の場合は入学決定後提出）
　└── □ 在学期間が明記されているか

□ 時間割またはカリキュラム

☆出産の要件で申請する場合は

□ 申請理由書（出産予定日や産休予定など、現在決まっていることを詳しく記入）

□ 母子手帳（出産予定日、保護者氏名がわかるもの）

☆育休からの復職の要件で申請する場合は

□ 就労証明書（就労の要件の項目と同様）
　└── □ ４月入所希望なら5月1日までに復職予定となっているか。就労内容に変更があった場合は就労証明書の再提出が必要。

☆疾病・負傷の要件で申請する場合は

□ 申請理由書（疾病や負傷により保育を必要とする状況を詳しく記入）

□ 診断書（学童保育所入所等申請用の専用様式か同様の内容が明記されたもので、期限は発行後３か月以内）
　└── □ 疾病又は負傷により保育を必要とする状況であることが明記されているか

☆障害の要件で申請する場合は

□ 申請理由書（障害により保育を必要とする状況を詳しく記入）

□ 身体障害者手帳（４級以上）、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳等のうち１つ

☆介護・看護の要件で申請する場合は

□ 申請理由書（介護により保育を必要とする状況を詳しく記入）

□ 主治医等意見書（学童保育所入所等申請用の専用様式か同様の内容が明記されたもので、期限は発行後３か月以内）
　└── □ 被介護者が介助、付き添い等を必要とすることが証明されているか

□ 介護保険証

□ ケアプラン
　└── □ １か月の介護・看護のスケジュールがわかるものになっているか（通院やリハビリの予定など）

☆立川に転入予定（まだ立川市民ではない状況）で申請する場合は

□ 申請理由書（転入に関わる予定などを詳しく記入）

□ 入所希望月の1日には転入済みであることがわかる書類（土地家屋の売買契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書）
　└── □ 引き渡し日や入居予定日が明記されているか（転入完了後に住所の変更届を提出してください。）

□ 引き渡し予定日や入居予定日が明記されていない場合、または入所希望月の１日を過ぎてしまう場合などは、事前に子ども育成課へご相談ください。

☆立川に転入予定（まだ立川市民ではない状況）で、ひとり親の方が申請する場合は

□ 戸籍謄本等（ひとり親であることがわかる書類）

５．各種記入例及び添付書類

（１）各種記入例

①申請理由書記入例
②診断書記入例
③主治医等意見書記入例

（２）各種添付書類

①就労証明書及び記入例（学童保育所入所等申請用）：２枚
②申請理由書：１枚
③診断書（立川市学童保育所入所等申請用）：1枚
④主治医等意見書（立川市学童保育所入所等申請用）：1枚

※ 各種書類は立川市ホームページからダウンロード・印刷ができます。

各種書類はこちら

電子申請はこちら

ランドセル来館利用申請はこちら

せない場合・特別な事情がある場合のみ添付してください。

記入例

（あて先）　立川市長

申　請　理　由　書

申請区分 (必要添付書類)	☐　疾病・負傷（診断書） ☐　介護・看護（主治医等意見書 ☐　心身障害（各手帳） ☑　就学（在学証明書・入学証明書・学生証等） ※就学期間、受講時程のわかるものも添付してください。 ☐　出産（母子手帳等出産予定日がわかるもの） ☐　転入予定（立川市民になる予定であることがわかるもの） ☐　その他（日中保育を必要とすることがわかるもの） 【　　】

該当する項目にチェック。必要添付書類もご用意ください。
※添付書類の詳細は、「入所申請のご案内」6～7ページを参照

申　請　理　由　（具体的に記入してください。）

令和8年4月に〇×看護専門学校へ入学しました。
令和11年3月までの課程です。
在学証明書と今年度の年間の時間割を添付します。来年度の時間割は、決まり次第提出します。

保育に欠ける状況やスケジュールをなるべく具体的に記入してください。

※介護、看護、就学の要件で申請する方は以下の週間スケジュールをあわせて記入してください。

	拘束される時間と自宅からの所要時間をご記入ください						
(月)(火)水(木)(金)土	(午前)・午後	8時	15分～	午前・(午後)	5時	分	所要時間（60分）
（水）	(午前)・午後	8時	15分～	午前・(午後)	3時	30分	所要時間（60分）
（　　）	午前・午後	時	分～	午前・午後	時	分	所要時間（　　）
（　　）	午前・午後	時	分～	午前・午後	時	分	所要時間（　　）
（　　）	午前・午後	時	分～	午前・午後	時	分	所要時間（　　）
（　　）	午前・午後	時	分～	午前・午後	時	分	所要時間（　　）

※添付書類の詳細は、「入所申請のご案内」６～７ページをご確認ください。

上記のとおり相違ありません。

令和　8年　11月　1日

申請者住所　**立川市泉町1156-9　TCKWマンション130**

氏名　**立川　市子**（立川）　印

※自署の場合は、押印を省略することが

電話　（　090　）ｘｘｘｘ－ｘｘｘｘ

日付、氏名、住所、連絡先を記入してください。

ふりがな 児童氏名	希望学童保育所等	新学年 性別
たちかわ　はなこ **立川　花子**	☐＿＿**柏**＿＿学童保育所 ☐＿＿＿＿＿児童館（ランドセル来館） ☐西立川児童会館（ランドセル来館）	**1**年　男・(女)

記入例

立川市学童保育所入所等申請用（疾病・負傷用）

診断書

氏　　名：　立川　市子

診 断 名：　●●●●

現在の疾病・負傷の状況について、必ず医療機関へ記入依頼をしてください。
※申請者自身が記入したものは不可。

種　　別：☐ 精神的疾患　☑ 身体的疾患　☐ 難病　☐ 怪我　☐ 常時病臥　☐ 一般療養
※複数チェック可

初 診 日：令和8年　4月　1日頃　　発病時期　令和8年　3月　15日頃

入　　院：☑ 無　☐ 有（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）

通　　院：☑ 週　3　回程度　☐ 月　　回程度　☐ 不定期

治療期間：☐ 決まっている（　　年　　月頃まで）　☑ 未定

療養期間：☐ 決まっている（　　年　　月頃まで）　☑ 未定

治療内容：自宅療養をしながら、週3回程度の通院と投薬治療。
2ヶ月に一度血液検査等をし、経過観察中。

保　　育：児童の家庭での保育について、日常的に支援を必要とする状況ですか。

☑ はい　☐ いいえ（家庭保育に支障は無い）

家庭での保育について、日常的に支援を必要とする状況であると判断されなければ、入所の要件を満たさないのでご注意ください。

令和　8　年　11　月　1　日

有効期限は発行後3か月以内です。

医療機関名　医療社団法人　□□病院

連 絡 先　042-●●●-●●●●

担当医師名　西砂　五郎　西砂㊞

発行した医療機関名、連絡先、担当医師名の記入・押印のあるものをお持ちください。
※押印漏れは不可。

※ 上記の内容が記入されていれば、診断書の形式は問
※ 保育についての支援の必要性を必ず記入してくださ

ふりがな 児童氏名	希望学童保育所等	性別
たちかわ　はなこ 立川　花子	☐ 柏 学童保育所 ☐ ＿＿＿＿児童館（ランドセル来館） ☐西立川児童会館（ランドセル来館）	1年　男・(女)

※ 保育についての支援の必要性を記入されていない場合は、疾病・負傷の要件としては認められませんのでご注意ください。
※ 治療・療養期間が決まっている場合、期間後の保育の必要性について再審査を行います。このため、新しい診断書等の各種証明の再提出をお願いすることがあります。

記入例

立川市学童保育所入所等申請用（介護・看護）

主治医等意見書

介護・看護者の児童が学童保育所の入所申請をするために、介

被介護・看護者の疾病等の状況について、必ず医療機関へ記入依頼をしてください。
※申請者自身が記入したものは不可。

立川市長　殿

要介護・看護者氏名　**富士見　町子**　　生年月日　**平成●** 年　● 月　● 日

病名・障害名　●●●●

現在の生活場所　　入院中　・　在宅療養中（通院：有・無）　・　その他（　　）

問１　日常生活の制限・介助の必要性についてご記入ください。（○をつけてください。）

（１）食事について　自立　一部介助・全介助・その他（　　）
（２）排泄について　自立　一部介助・全介助・その他（　　）
（３）歩行について　自立　一部介助・全介助・その他（　　）
（４）着脱について　自立　一部介助・全介助・その他（　　）
（５）入浴について　自立　一部介助・全介助・その他（　　）

その他制限や介助が必要な場合は具体的にご記入ください。

自力での移動が困難であり、通院・リハビリの際は付き添いが必要

問2　治療の状況（通院・リハビリの頻度等含む）及び今後の見通しについてご記入ください。

隔日で一日三時間程度かけてリハビリ、月に一回検査を行い経過観察中。

付き添いの必要な状況であると判断されなければ、入所の要件を満たさないのでご注意ください。

問３　上記の方に対して「付き添いが必要」と考えますか。（○をつけてください。）

（１）付き添いは必要ないと考える。
（２）【自宅・病院（通院）・その他（　　）】での、部分的な付き添いが必要である。
（３）【自宅・病院（通院）・その他（　　）】での、常時付き添いが必要である。

令和 8 年 11 月 1 日

有効期限は発行後3か月以内です。

医療機関名　**医療社団法人　□□病院**
連　絡　先　**042-●●●-●●●●**
担当医師名　**西砂　五郎**　西砂 印

※ 上記の内容が記入されていれば、意見書
※ 付き添いについての必要性を必ず記入し

発行した医療機関名、連絡先、担当医師名の記入・押印のあるものをお持ちください。
※押印漏れは不可。

ふりがな 児童氏名	希望学	
たちかわ　はなこ **立川　花子**	□**柏**学童保育所 □＿＿＿＿児童館（ランドセル来館） □西立川児童会館（ランドセル来館）	1年　男・女

※必要性が記入されていない場合や、被介護・看護者が入院又は施設入所している場合は、介護・看護の要件としては認められませんのでご注意ください。

※ 治療・療養期間が決まっている場合、期間後の保育の必要性について再審査を行います。このため、新しい意見書等の各種証明の再提出をお願いすることがあります。

就労証明書（学童保育所入所等申請用）※保育園の申請にはご使用できません

20261001

立川市長　　宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	生年月日　　年　月　日
	本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　月　日 ～　　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称 住所　　電話番号　—　—
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　　時間　　分　（休憩時間含む） 一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日 平日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 土曜　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 日祝　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　月間　　時間　　分　（休憩時間含む） 就労日数　月間　　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分 の範囲で拘束　　時間　（休憩時間含む）
7	確認事項（重要）	1日4時間以上の就労かつ15時時点で勤務をしている（終了が15時も含む）日が1か月あたり12日以上ありますか？ ☐ はい　☐ いいえ（学童保育所入所要件を満たしません）
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　月　日　～　　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　　年　月　日　～　　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　月　日　～　　年　月　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　月　日 ～　　年　月　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分） 合計時間　月間　　時間　　分　（休憩時間含む） 1日4時間以上の就労かつ15時時点で勤務をしている（終了が15時も含む）日が1か月あたり12日以上ありますか？ ☐ はい　☐ いいえ（学童保育所入所要件を満たしません）
13	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
14	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日　～　　年　月　日 勤務地
15	備考欄	

保護者記載欄

申請児童	児童名	カナ	新学年	希望学童保育所名等
			年	
	児童名	カナ	新学年	希望学童保育所名等
			年	
	児童名	カナ	新学年	希望学童保育所名等
			年	

	通勤時間 （自宅→就労先）	☐ 片道合計 ＿＿＿＿分 ☐ 現場ごとに異なる（片道最大＿＿＿＿分） ☐ 自宅勤務	交通手段	☐ 徒歩 ＿＿＿＿分 ☐ 自転車 ＿＿＿＿分 ☐ バス ＿＿＿＿分 ☐ 電車 ＿＿＿＿分 ☐ 自動車 ＿＿＿＿分 ☐ バイク ＿＿＿＿分

諸注意　この証明書は学童保育所入所・継続のために使用します。他の目的に使用することはありません。
各証明事項について、漏れの無いように記入をお願いいたします。
手書き記載による修正は抹消線によるもののみ有効です。※修正液、修正テープ不可
証明内容を照会させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

記入例

就労証明書（学童保育所入所等申請用）※保育園の申請にはご使用できません

20261001

立川市長　　宛

①証明日が2026年9月以前のものは無効です。
雇用形態が派遣の場合の証明者は、
派遣元・派遣先のどちらでもかまいません。

証明日	西暦 2026 年 10 月 10 日		
事業所名	医療法人社団□□病院		
代表者名	西砂　五郎		
所在地	東京都○○市××町○−○−○		
電話番号	○○○ − □□□ − △△△△		
担当者名	砂川　次郎		
記載者連絡先	○○○ − □□□ − △△△△		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☑ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
		タチカワ　イチコ
		立川　市子　　生年月日 1980 年 5 月
		☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2020 年 4 月 1 日 ～　年　月
	②	医療法人社団□□病院訪問看護ステーション
		東京都○○市××町△−△−△　電話番号 ○○○ − □□□ − □
	③	☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（
		月 ☑ 火 ☑ 水 ☑ 木 ☑ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝日　合計時間　月間 160 時間 0 分（休憩時間含む）
		一月当たりの就労日数　月間 20 日　一週当たりの就労日数　週間 5 日
		9 時 0 分 ～ 17 時 0 分（うち休憩時間 60 分）
		時 分 ～
		日祝 時 分 ～
	④ 就労時間（変則就労の場合）	合計時間　月間　時間 就労日数　月間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時 分 ～　（休憩時間含む）
7	確認事項（重要）	1日4時間以上の就労かつ15時時点で勤務をしている（終了が15時を含む日が1か月あたり12日以上ありますか？） ☑ はい　☐ いいえ（学童保育所入所要件を満た
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　年　月
9	⑤ 育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中 期間 2026 年 5 月 1
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　理由 期間　年　月
11	復職（予定）年月日	☑ 復職予定　☐ 復職済み　2027 年
12	⑥ 育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間 2 主な就労時間帯・シフト時間帯　9 時 0 分 ～ 1 合計時間　月間 140 時間 1日4時間以上の就労かつ15時時点で勤務をしている（ ☑ はい　☐ いいえ（学童保育所入所要件を満たしません）
13	（雇用契約の）満了後の更新の有無	⑦ ☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
14	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日
15	⑧ 備考欄	

保護者記載欄	カナ	新学年	希望学童保育所名等
	タチカワ　イチロウ	3 年	柏学童保育所
	カナ	新学年	
	タチカワ　ハナコ	1 年	
	カナ	新学年	
		年	

通勤時間（自宅→就労先）	☑ 片道合計 60 分 ☐ 現場ごとに異なる（片道最大 ＿＿＿＿分） ☐ 自宅勤務	交通手段	☑ 徒歩 ☐ バス ☐ 自動車

②事業所所在地と勤務地が異なる場合は、名称（支店名等）、住所を記入してください。

③自営の方でも、会社等で源泉徴収されている場合は、「正社員」にチェックをしてください。（その場合確定申告の写し等の添付は不要です）

④変則就労等で就労時間が不規則の場合は、シフト表、勤務実績表等を添付してください。
※就労日数等に幅がある場合は、就労日数と時間の平均を記入してください。

⑤育児休業については、証明時点で取得中または取得することが予定されている休業について記入してください。
※復職予定のある方は、「11.復職（予定）年月日」も記入してください。学童保育所への入所が決定した場合は、1か月以内に復職していただきます。（4月入所が決定した場合、5月1日までに復職）

⑥育児時間等を取得予定、または取得中の場合は、取得している状態の就労時間を記入してください。

⑦No3雇用（予定）期間等について、「□有期」にチェックした場合は、契約満了後の更新の有無についていずれかにチェックしてください。

⑧就労日数や時間等の条件について、今後変更が予定されている場合は備考欄にその旨を記入してください。

※修正液、修正テープ等で修正したものは無効

問い合わせ先
立川市子ども家庭部
子ども育成課　学童保育所係
電話：042-523-2111（1300・1303）

※就労証明書が出せない場合・特別な事情がある場合のみ添付してください。

（あて先）　立川市長

申　請　理　由　書

申　請　区　分 (必要添付書類)	□　疾病・負傷（診断書） □　介護・看護（主治医等意見書・ 介護保険証・ケアプラン） □　心身障害（各手帳） □　就学（在学証明書・入学証明書・学生証等） ※就学期間、受講時程のわかるものも添付してください。 □　出産（母子手帳等出産予定日がわかるもの） □　転入予定（立川市民になる予定であることがわかるもの） □　その他（日中保育を必要とすることがわかるもの） 【　　】
申　請　理　由　（具体的に記入してください。）	

※介護、看護、就学の要件で申請する方は以下の週間スケジュールをあわせて記入してください。

	拘束される時間と自宅からの所要時間をご記入ください
月 火 水 木 金 土	午前・午後　時　分～　午前・午後　時　分　所要時間（　）
（　）	午前・午後　時　分～　午前・午後　時　分　所要時間（　）
（　）	午前・午後　時　分～　午前・午後　時　分　所要時間（　）
（　）	午前・午後　時　分～　午前・午後　時　分　所要時間（　）
（　）	午前・午後　時　分～　午前・午後　時　分　所要時間（　）
（　）	午前・午後　時　分～　午前・午後　時　分　所要時間（　）

※添付書類の詳細は、「入所申請のご案内」６～７ページをご確認ください。

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

申　請　者住　所

氏　名　　印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

電　話　（　　）　　－

ふりがな 児童氏名	希望学童保育所等	新学年 性別
	□＿＿＿＿学童保育所 □＿＿＿＿児童館（ランドセル来館） □西立川児童会館（ランドセル来館）	年　　男・女

立川市学童保育所入所等申請用（疾病・負傷用）

診断書

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日　　年　　月　　日

診 断 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種　　別：☐ 精神的疾患　☐ 身体的疾患　☐ 難病　☐ 怪我　☐ 常時病臥　☐ 一般療養
※複数チェック可

初 診 日：　　年　　月　　日頃　　発病時期　　年　　月　　日頃

入　　院：☐ 無　☐ 有（　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）

通　　院：☐ 週　　回程度　☐ 月　　回程度　☐ 不定期

治療期間：☐ 決まっている（　　年　　月頃まで）　☐ 未定

療養期間：☐ 決まっている（　　年　　月頃まで）　☐ 未定

治療内容：

保　育　：児童の家庭での保育について、日常的に支援を必要とする状況ですか。

☐ はい　☐ いいえ（家庭保育に支障は無い）

令和　　年　　月　　日

医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当医師名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

※ 上記の内容が記入されていれば、診断書の形式は問いません。
※ 保育についての支援の必要性を必ず記入してください。

ふりがな 児童氏名	希望学童保育所等	新学年 性別
	☐＿＿＿＿＿学童保育所 ☐＿＿＿＿＿児童館（ランドセル来館） ☐西立川児童会館（ランドセル来館）	年　男・女

※ 保育についての支援の必要性を記入されていない場合は、疾病・負傷の要件としては認められませんのでご注意ください。
※ 治療・療養期間が決まっている場合、期間後の保育の必要性について再審査を行います。このため、新しい診断書等の各種証明の再提出をお願いすることがあります。

立川市学童保育所入所等申請用（介護・看護）

主治医等意見書

介護・看護者の児童が学童保育所の入所申請をするために、介護・看護の状況についてご意見をお聞かせください。

立川市長　殿

要介護・看護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　生年月日　　年　　月　　日

病名・障害名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現在の生活場所　　入院中　・　在宅療養中（通院：有・無）　・　その他（　　）

問１　日常生活の制限・介助の必要性についてご記入ください。（〇をつけてください。）

（１）食事について　　自立・一部介助・全介助・その他（　　）
（２）排泄について　　自立・一部介助・全介助・その他（　　）
（３）歩行について　　自立・一部介助・全介助・その他（　　）
（４）着脱について　　自立・一部介助・全介助・その他（　　）
（５）入浴について　　自立・一部介助・全介助・その他（　　）

その他制限や介助が必要な場合は具体的にご記入ください。

問2　治療の状況（通院・リハビリの頻度等含む）及び今後の見通しについてご記入ください。

問３　上記の方に対して「付き添いが必要」と考えますか。（〇をつけてください。）

（１）付き添いは必要ないと考える。
（２）【自宅・病院（通院）・その他（　　）】での、部分的な付き添いが必要である。
（３）【自宅・病院（通院）・その他（　　）】での、常時付き添いが必要である。

令和　　年　　月　　日

医療機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当医師名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

※ 上記の内容が記入されていれば、意見書の形式は問いません。
※ 付き添いについての必要性を必ず記入してください。

ふりがな 児童氏名	希望学童保育所等	新学年 性別
	□＿＿＿＿＿学童保育所 □＿＿＿＿＿児童館（ランドセル来館） □西立川児童会館（ランドセル来館）	年　男・女

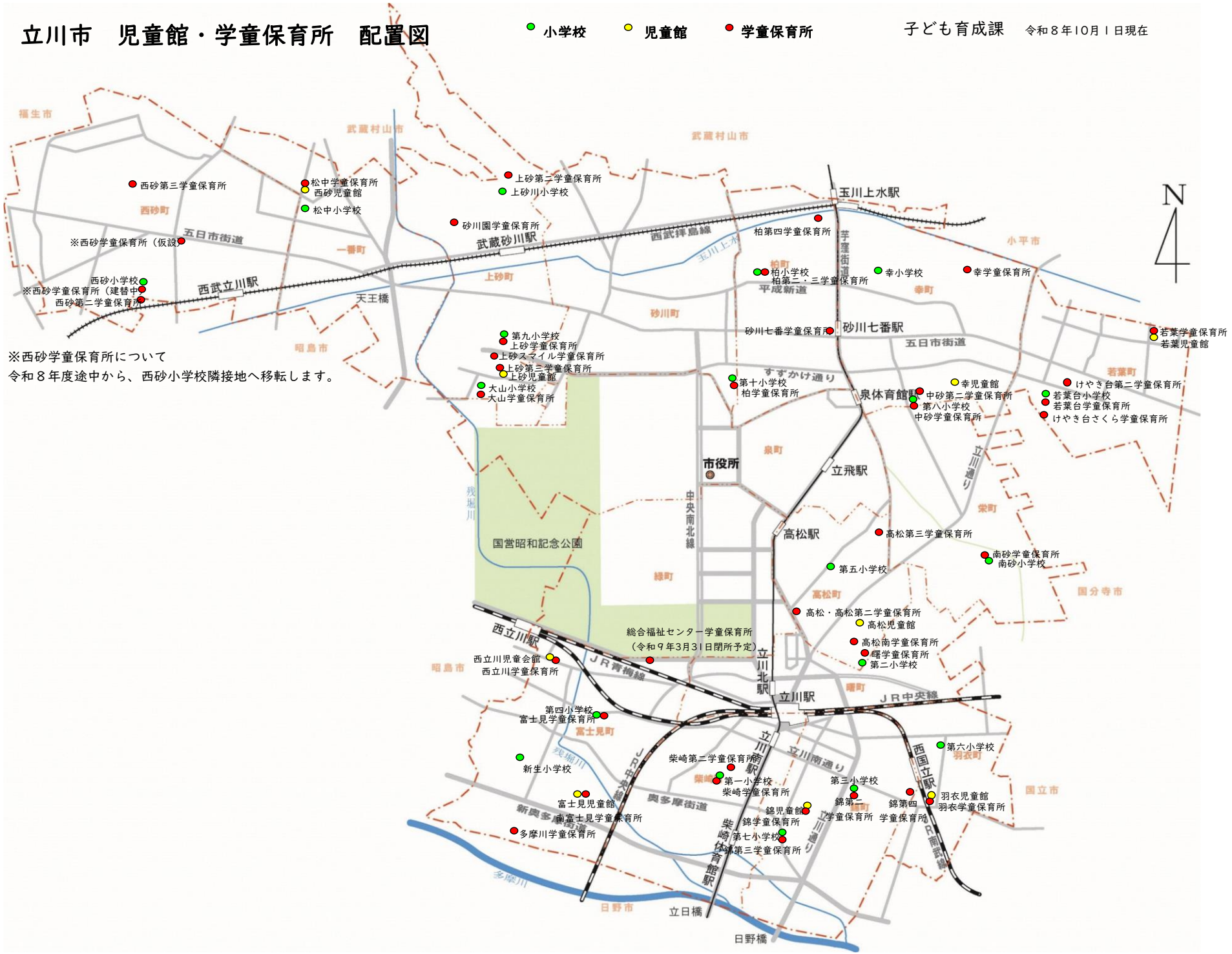
※ 必要性が記入されていない場合や、被介護・看護者が入院又は施設入所している場合は、介護・看護の要件としては認められませんのでご注意ください。

※ 治療・療養期間が決まっている場合、期間後の保育の必要性について再審査を行います。このため、新しい意見書等の各種証明の再提出をお願いすることがあります。

立川市　児童館・学童保育所　配置図

小学校　児童館　学童保育所

子ども育成課　令和８年10月１日現在



※西砂学童保育所について
令和８年度途中から、西砂小学校隣接地へ移転します。

立川市学童保育所所在地一覧

学童保育施設	住　　所	電話番号	定員	加配枠 在籍可能枠	主な小学校区	入所説明会 予定
多摩川学童保育所	富士見町６－５１－１	５２７―５５１０	60	2	新生小学校	2月27日
南富士見学童保育所	富士見町７－７－１２	５２３－４３９４	40	2	新生小学校	2月27日
柴崎学童保育所	柴崎町２－２０－２４	５２４―９７９２	60	2	第一小学校	2月27日
柴崎第二学童保育所	柴崎町２－１９－７	５１２－８２０２	30	2	第一小学校	3月6日
★富士見学童保育所	富士見町４－４－１	５２８－５９８０	30	2	第四小学校	3月6日
西立川学童保育所	富士見町１－２３－６	５２５―０５７１	60	2	第四小学校	2月28日
錦学童保育所	錦町３－１２－１	５２４－２８２１	60	2	第三・七小学校	3月6日
★錦第二学童保育所	錦町３－４－１	５２９―９２６２	30	2	第三小学校	3月6日
★錦第三学童保育所	錦町５－６－４３	５２６－８８３５	50	2	第七小学校	3月6日
錦第四学童保育所	錦町４－3－11	５０６－１１５９	70	2	第三・六小学校	3月6日
羽衣学童保育所	羽衣町２－４４－１６	５２４－２７５１	60	2	第六小学校	3月6日
★曙学童保育所	曙町３－２４－２８	５２２―６４７１	40	2	第二小学校	2月27日
高松・高松第二学童保育所	高松町３－６－９	５２２―６０７８	60・20	2	第五小学校	3月6日
高松第三学童保育所	高松町１－３１－２２	５１２－９７０３	25	0	第五小学校	3月6日
高松南学童保育所	高松町３－２２－９	080-6888-3197	30	2	第二小学校	2月27日
南砂学童保育所	栄町２－２－１	５２７―２２１６	60	2	南砂小学校	2月27日
若葉台学童保育所	若葉町１－１３－１	５３６―６８９６	90	2	若葉台小学校	2月27日
けやき台第二学童保育所	若葉町１－８－１	５３７－９７７５	20	2	若葉台小学校	2月27日
けやき台さくら学童保育所	若葉町１－１３－２	５３５－０５７５	30	0	若葉台小学校	3月6日
若葉学童保育所	若葉町４－２５－１１４	５３５―５８３９	40	2	若葉台小学校	3月6日
幸学童保育所	幸町４－５２－３	５３７―２４７４	60	2	幸小学校	2月27日
中砂学童保育所	幸町２－１－１	５３６―１２５６	60	2	第八小学校	2月27日
中砂第二学童保育所	幸町２－１－２	５３７－０８２８	60	2	第八小学校	2月27日
砂川七番学童保育所	柏町３－１－４	５３７－７５５０	70	2	柏・幸・第十小学校	3月6日
柏学童保育所	柏町１－３１－５	５３６―２１９５	60	2	第十小学校	3月6日
柏第二・柏第三学童保育所	柏町４－８－４	５３６－９８５１	60・20	2	柏小学校	2月27日
柏第四学童保育所	柏町４－６１－１１	５３７－８５５５	20	0	柏小学校	2月27日
★大山学童保育所	上砂町１－６－３	５３５―２２１５	40	2	大山小学校	3月6日
★上砂学童保育所	上砂町２－１８－１	５３５―５８４６	40	2	第九小学校	2月27日
上砂第二学童保育所	上砂町５－２３－１	５３７―６３１５	60	2	上砂川小学校	2月27日
砂川園学童保育所	上砂町５－７６－４	５３４―４７８０	40	0	上砂川小学校	2月27日
上砂第三学童保育所	上砂町１－１３－１	５３５－１５７７	60	2	第九・大山小学校	3月6日
上砂スマイル学童保育所	上砂町２－４－12	080-4954-2386	25	2	第九小学校	2月27日
松中学童保育所	一番町６－８－３７	５３１―２１７４	60	2	松中小学校	2月27日
西砂学童保育所	西砂町２－３４－２	５３１―０４３４	60	2	西砂小学校	3月7日
西砂第二学童保育所	西砂町２－１７－２	５３１－２４５０	40	2	西砂小学校	2月27日
西砂第三学童保育所	西砂町５－４７－２７	５２０－６９４１	30	2	西砂小学校	3月6日

※１各学童保育所の加配枠は、各種手帳を所持している児童が対象になります。

※２★印の学童保育所について、安定した運営体制を確保するため、令和９年度より民間事業者への委託を予定しています。

※３総合福祉センター学童保育所は、令和８年度末（令和９年３月31日）をもちまして閉所いたします。

◎　令和９年度から初めて各学童保育所に入所決定された方を対象に、入所説明会と親子面談を行います。

保護者だけではなく、必ずお子さんも一緒に出席くださるようご予定ください。